

事例 5

—奨学寄付金と発明譲渡—

『織田教授は毎年多数の発明を行っている。発明委員会で個人有と判断された発明の多くは奨学寄附金を提供してくれている企業に譲渡され、同教授を発明者として特許出願されている。織田教授の発明は数社の製品開発に有効に利用され、同教授の奨学寄附金は年々増えている』

大学と TL0 関係者への質問

Q5-1. 織田教授が奨学寄附金を寄附してくれている企業に優先的に発明を譲渡していることについてどのように考えますか

- 選択肢-1 奨学寄附金提供の見返りとして発明を譲渡するのは妥当ではないと思うが、発明の有効活用のためにはそうするだろう
- 選択肢-2 寄附した見返りとして発明を譲渡するのは妥当ではない
- 選択肢-3 その他

Q5-2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がり得るという指摘についてどう考えますか

産業界への質問（大学と TL0 関係者への質問と違う部分に波下線）

Q5-1. 織田教授が奨学寄附金を寄附してくれている企業に優先的に発明を譲渡していることについてどのように考えますか

- 選択肢-1 奨学寄附金提供の見返りとして発明を譲渡するのは妥当ではないと思うが、発明の有効活用のためには自分が大学教員であってもそうするだろう
- 選択肢-2 寄附した見返りとして発明を譲渡するのは妥当ではない
- 選択肢-3 その他

Q5-2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がり得るという指摘についてどう考えますか（産業界が大学に奨学寄附金を提供する動機等も含めてコメントしてください）

大学関係者（事例5）

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
1-1	助手	教育・研究		非妥当		1. 企業側は、見返りを期待するのは当然である。でない企業としてはただの損失となる。 2. 現状では、見返りを提供することが多いと考えられるので、その通りであろう。	
1-2	副学長	管理		非妥当		2. 寄附金ではあるが教員と企業に個人的な関係が生じる恐れがある。	
1-3	教授	教育・研究	許容			1. 多額の寄附金の場合には、心情的に利益相反の問題になることも想像できる。	金額の多寡も関係する
1-4	部局長等の管理		許容			1. むしろ問題なし 2. できれば共同研究の形にするのが好ましい。	
1-5	助教授	コーディネーション			その他	1. 企業は基本的に利益回収できるところに投資をするのであるから寄付を受けることにその見返りの義務が内在していると思われる。 2. 可能性としてありえろと考える。	
2-1	教授	教育・研究		非妥当			
2-2	研究協力部/部課長	研究協力事務	許容			2. 奨学寄附金は教員にとって必要なものと考える。	奨学寄附は教員にとって必
2-3	部局長等の管理		許容				
3-1	助教授	コーディネーション		非妥当		1. 基本的には法的判断は難しい。実態は1が殆どである。もし、このしくみを通じての疑義は、奨学金そのものの制度に契約時の寄附者から権利の主張の放棄と、もし、受益者がPATをとった場合の選択があったのみ、??に受けるとし届け出制を義務づけるなどルール作りが必要かもしれない。(優先権は与えるべきではない) 2. 5-1で述べたようにルール化が明確化していないため、制度改善をする必要があり、今後のルールにより、契約時の優先権は与えるが、届出制の義務を課す必要はあるかもしれない。	奨学寄附金制度は問題があるからルール改善が必要かもしれない
4-1	副学長	管理	許容				
5-1	部局長等の管理		許容			1. 奨学寄附金は広い用途に使用できるが、それによって得られた成果を企業に優先的に譲渡するのは妥当である。 2. 確かにそのような側面もあるが、特に問題はないと思われる。	
5-2	助教授	コーディネーション	許容			1. 今後ますます外部資金の導入が求められると思われる。発明の迅速な活用と、研究資金の円滑な導入を心掛けるべきであろう。 2. 利益相反に対して厳密に対応しようとする、民間企業による奨学寄附金制度の活用は極めて不活発なものになる。	利益相反のマネジメントが奨学寄附金制度をスポイルする懸念
5-3	部局長等の管理			非妥当			
5-4	部局長等の管理	教育・研究		非妥当		2. 自覚の問題である。	
5-5	教授	教育・研究	許容			1. 営利企業が純粋な気持ちで奨学寄附金を出すとは考え難い。	奨学寄附提供は根底に見返り期待

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
6-1	教授	教育・研究	許容			1. 基本的には、奨学寄附金の出振行為と特許譲渡は切り離して考える立場で処理すべきであろう。 2. 奨学寄附金制度を悪用すれば、相反問題につながる可能性は生じる。しかし、この予算は、本来、運用においてきわめて柔軟な面を待ち、利便性は大きい。特許出願や譲渡に関しては、利益企業との癒着にならないよう、さらには、研究意欲をそがれないような、新たな工夫が必要であろう。	奨学寄附金制度は利点多い
7-1	部局長等の管理	教育・研究		非妥当		2. 「寄附」という性格はあくまで出振行為である。これと研究成果とは直接結びつかない。	
7-2	助教授	コーディネーション		非妥当			
7-3	教授	教育・研究	許容			1. その方が仕事の発展が期待できる。 2. ありうることである。	
7-4	部局長等の管理			非妥当		1. 奨学寄附金の主旨から言って妥当ではない。 2. 指摘の点はありうると思う。	
8-1	副学長	管理	許容			2. 見返りを期待しない例はほとんどない。見返り提供の範囲を公的に設定すべき。	出捐活動との整合性が可能か
8-2	助教授	コーディネーション		非妥当		1. 奨学寄附金は、学内には学内における私的な資金として、企業側から見れば、簡易な共同研究資金としての意向が非常に強い。このような状況は、外部資金の透明性に欠き、大学における共同研究制度等への不信を招く恐れがある。大学側の受け入れ体制(倫理面を含めて)を明確にし、社会に説明が付くような方法で受け入れる体制を早急に整備する必要があるように思う。 2. 奨学寄附金は利用方法によれば、公的にも、私的にもなりうる資金であり、問題になることは十分に考えられる。教官の意識が問題でないか。	
8-3	研究協力部/部課長	研究協力事務	許容			1. (1)のケースが最も多いと思うが透明性等が求められている現状と、大学の活性化のためにTL0を利用するのが良いと思う。 2. 透明性のある情報公開が必要。	
8-4	教授	教育・研究	許容			1. 程度の差はあってもこの様になるでしょう。 2. 建前は何の拘束も受けませんが、優先的譲渡となる気持ちも分かる。	
8-5	部局長等の管理		許容				
8-6	教授	教育・研究		非妥当		1. 見返りとして発明を譲渡するのはあまりにも直接的で妥当でない。 2. 大学の資金運用制度をもっと弾力的にすべきで、それを解決しないと有能な教員ほどグレーゾーンに陥ってしまう。	資金受け入れ方法の弾力化
8-7	教授	教育・研究	許容			2. いずれにせよ、利点欠点はある。審査機関は必要。	審査機関を提言
8-8	学長	管理			その他	1. 大学TL0を利用して発明を有効活用するならば差し支えない。 2. そのとおりと思う。	
8-9	教授	教育・研究		非妥当			
9-1	副学長	管理	許容				
9-2	副学長	管理		非妥当		1. もし寄附を受けるのなら、一定の割合で大学全体に還元すべきである。 2. むづかしい問題であるが、上記のごとく全体に還元すべきである。	オーバーヘッドのような性格か

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
10-1	部長等の長	管理				1. 左記の選択に関するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得る可能性についてのコメント(そのような可能性はあるか)	制度を大事に使って利益相反を避け
10-2	助教授	コーディネーション		非妥当		1. 実用化のために最適な企業であれば譲渡は正当、実用化しないのであれば、他企業へ譲渡を考える。 2. 倫理を明確にして活動する。	
10-3	部長等の長	管理	許容	非妥当		1. 実用化のために最適な企業であれば譲渡であれば正当である。 2. 倫理を明確にすること。	
10-4	教授	教育・研究	許容			2. わが国から強い特許を誕生させることが重要。特許がなければただ働き。	
10-5	教授	教育・研究	許容			2. 現状ではむずかしい。大学発の特許出願がすべてTL0経由になるのが望ましい。	
10-6	教授	教育・研究	許容			2. 個人による特許出願ということが費用の面で無理であることもこの理由になっている。奨学寄附金の見返りというだけでなく特許費用のスポンサーという意味もあり、ある程度確認してはどうか?	標準的な見解か
10-7	部長等の長	管理	許容	非妥当		1. 特許を個人有とすれば、個人はその実用化への努力の義務を社会に対して負っている。その方法として企業に譲るのは正当。当企業が実用化を考えなければ別の企業へ。 2. 倫理を明確にすれば利益相反は限りなく小さくできる。	発明が死蔵されることへの懸念
10-8	教授	教育・研究	許容			1. 企業原理にあわせると妥当な判断である。利益のフィードバックを大学(TL0)が受ける仕組み作り 2. 事例5の補足説明に記載の通りであると思う。	
10-9	教授	技術移転業務		非妥当		1. 対償性や大学全体の問題などから、奨学寄附金による発明の処理は問題であり、アカウンタビリティも確保しえない。 2. 上記のとおり、寄附金の持つ性格からいって、発明の対象とするこれまでの方式は改められるべきである。	アカウンタビリティ確保からの懸念
10-10	助教授	教育・研究	許容			1. 企業側は税法上から、大学側は資金運用自由度から奨学寄附金に集中し、本来、共同研究が委託研究で行うべきものも、奨学寄附金で処理するケースが多いのが現状であろう。 2. 利益相反問題の点では産業界も、共同研究や委託研究の制度を正しく活用する必要があり、産学連携窓口が、学内、産業界両方に適正な指導を行う必要を感じる。ただしスタッフが圧倒的に不足気味。連携業務を行うスタッフは、大学と産業界に通じる必要があり、そのような人材は非常に不足している。	
11-1	副学長	管理	許容				
12-1	部長等の長	教育・研究	許容				
12-2	研究協力部/部課長	研究協力業務	許容			2. 全く同感で、個人に対する寄附から機関に対する寄附にシフトするよう企業の理解が必要。	企業の理解が必要
12-3	副学長	管理		非妥当		1. 奨学寄附金が大学を経由するにしても個人的やりとりの範疇。本業における成果は大学を通して扱われるべき。 2. すべてではない。発明譲渡に関しては相当する。	
12-4	助教授	コーディネーション	許容			2. 奨学寄附金を出した企業は対償を求めているので便宜を図ってしまう。	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
12-5	学長	管理		非妥当		1. 奨学寄附金が発明の譲渡にこのような形でつながるのには透明性、アカウンタビリティの観点から適当ではない。 2. この例のようなつながり方は利益相反を生じる可能性をもつ。発明の譲渡に透明性を持たせることと、発明の実用化の早期実現、有効利用の問題は両立し得るものとして対処すべきである。	利益相反に当たっている場合がある：発明譲渡は該当
13-1	副学長	管理		非妥当		1. 奨学寄附金の趣旨に合わない。大学の現状、教官の意識、企業の側の考え方にずれがあるような気がする。 2. その為に問題が発生することがある。	
13-2	研究協力部/部課長	研究協力業務		非妥当		1. 奨学寄附金の受け入れ制限により受け入れ不可能(寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権などの権利を寄附者に譲渡、使用させることは不可)となっているので、社会的にも説明不可能な対応は、個人だけでなく受け入れ機関の審査状況や管理運営についても特に国立大学においては納税者への説明責任、情報公開においても問題となるので、当初から想定されているのであれば本経費は、受け入れるべきではない。また、特許権の企業に譲渡等ももつてのほかである。	
13-3	教授	教育・研究		非妥当		2. 大学が特許出願を支援する方向性を出さないの、奨学金というあいまいな方向へ流れてしまっている。	大学の特許支援が充分ではないことを指摘
13-4	副学長	管理	許容				
13-5	部長等の長	教育・研究		非妥当		1. 織田教授の資質が問題である。 2. 好ましいことではない。	
13-6	部長等の長	管理	許容	非妥当		1. 企業からの奨学寄附金を認める制度自体を廃止しなければ止むをえないのではないか。 2. その通りだと思う。	
13-7	教授	教育・研究		非妥当			
13-8	部長等の長	管理		非妥当			
14-1	教授	教育・研究	許容	非妥当		1. 奨学寄附金の趣旨に合わないため。 2. 大学の現状、教官の認識、企業の解釈にずれが生じた時に問題が生じるときがある。	
14-2	教授	管理		非妥当		2. 得ると考えます。奨学寄附金を受けるときの事前の話し合いを十分に、覚え書き等を作成しておくことも必要。	
14-3	部長等の長	管理	許容				
14-4	部長等の長	教育・研究	許容			1. 現実的には当然。 2. 理想的な、奨学寄附金などありえない。	現実論
14-5	教授	教育・研究		非妥当		2. 現状では多分に起こるであろう。	
15-1	副学長	管理		非妥当		1. この場合は企業側に問題がある。研究者は誰でも自分の発明を活用してもらえ企業に発明を譲渡したい。難しいが、例えば共同研究等違う形で研究をサポートしている場合には問題が小さいのではないかと。 2. Q5-1と同じこと。本来見返りを求めないと言う主旨で奨学寄附金をもらっているのだから、それに反することはまずい。	
16-1	助手	コーディネーション	許容			1. 民間企業が職中に同様の状況に立ち上がったことがあり、たいへん難しい問題と考えている。 2. 今後の検討課題としたい。	
16-2	助教授	技術移転業務		非妥当		2. そう思う。	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができている	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役 職	現在の 仕事の 重点	許 容 可 能 な 事	妥 当 で な い	そ の 他		
16-3	教授	教育・研究		非妥当		2. 額面どおり、まったく見返りを提供しないとはいかないであろうが、発明譲渡意外には問題になることは少ないと思う。	発明譲渡に関してばい
16-4	部局長等の 長	管理	許容			2. 奨学寄附金の持つ自由度はなるべく制限すべきではない。	
16-5	教授	教育・研究	許容			2. その可能性が大きいと思う。しかし、TL0の技術レベルの向上にともない徐々に変化すると思う。	
16-6		教育・研究		非妥当		2. 可能性はある。	
16-7		教育・研究			その他	1. 法の趣旨、目的からすれば、いかなる形にせよ「見返り」は「条件付き」と同じであり、違法である。しかし、有効活用能力のないTL0にまかせて無駄にされるくらいなら活用してくれることのある企業に譲渡することも理解できないことではない。(奨学寄附と利益相反の関係は) 2. 「当然につながる」のではなく「つながる可能性がある」と思う。しかし、「利益相反につながる可能性がある」というだけなら、他にも多くの制度があると思う。共同研究や委託研究も同様である。	利益相反に繋がる可能性は奨学寄附だけでなく共同研究、委託研究、受託研究でも同じとの指摘：要検討
16-8		教育・研究	許容			2. 使いやすい資金ではあると思うが、問題が多いようであれば、見直しが必要かもしれない。	
17-1		教育・研究				1. 共同研究としてほしい。	
17-2		管理	許容			1. この例は我が国で慣例的に行われていると考える。 2. あるべき姿はともかくとして、実情としてはこのようなケースが多いと考える。	
19-1		管理	許容				
19-2		研究協力事務		非妥当		2. 現状では、「特許」「兼業」よりも早急にルール造りが必要と考える。	ガイドライン対象として緊急度高い
19-3		管理	許容				
19-4		管理		非妥当			
20-1	学長	管理	許容			1. 奨学寄附金の受け入れに当たって使用用途などに付帯条件はないはず。とすれば、回答は限りなく2に近いが、現実には1を選ぶであろう。当初から、特許につながる具体的な内容の研究を考えているならば、それは奨学寄附金とするのではなく、共同研究や委託研究等にするべきである。 2. 当然予想されることである。	特許発生 の見直し ある場合 は奨学寄 附金制度 を避ける
20-2	副学長	管理	許容			1. 奨学寄附金の受け入れに当たって使用用途などに付帯条件はないはず。とすれば、回答は限りなく2に近いが、現実には1を選ぶであろう。当初から、特許につながる具体的な内容の研究を考えているならば、それは奨学寄附金とするのではなく、共同研究や委託研究等にするべきである。 2. 当然予想されることである。	
20-3	助手	教育・研究		非妥当		1. 譲渡先は発明の内容によって、より有効に活用される企業を選ぶべきである。 2. 奨学寄附金は必要であるが、確かに利益相反の問題に繋がる可能性を持っていると思う。従って適切な第三者からの審査が重要であると考えます。	第3者の 審査を示 唆
20-4	部局長等の 長	管理		非妥当		2. 当然である。	
21-1	副学長	管理					

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができている	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役 職	現在の 仕事の 重点	許 容 可 能 な 事	妥 当 で な い	そ の 他		
21-2	副学長	管理		非妥当		1. 奨学寄附金はあくまでも見返りを求めるべきものではないのが原則である。正当な理由なしで譲渡するのは妥当ではない。 2. 疑惑の持たれないようなルールを作る必要がある。	ルールの 必要性指 摘
22-1	研究協力部 部長	研究協力事務	許容			2. 現実論で言うならば、研究助成への寄付行為は理由なしではおこり得ない。多くの例から感謝の意、お礼の意味をこめて行われていると思われる。	
22-2	副学長	管理		非妥当		1. 奨学寄附金は無条件の寄付が原則である。	
22-3	副学長	管理	許容			2. やむをえない。	
24-1	助教授	コーディネーション		非妥当		1. 教官が特許を出す制度を充実させ、奨学寄附金などのあいまいな形をとらないようにすべき。 2. 特許と奨学寄附金とが関連する奨学寄附金なら問題あり。	特許に関 係ないこ とで制度 を活用
24-2	研究協力部 部長	研究協力事務		非妥当			
24-3	教授	コーディネーション		非妥当		1. このような設問は、現在の大学のシステム(過去の慣例に従ったもの)にあって何の意味もなき。研究と奨学寄附金を切離す策をうちだすべきである。 2. この制度がある故に、企業と大学の契約がゆがめられてきた。この歴史的な役割は終わったのであるから、一度やめて新たな方策を考えるべきである。民間側の甘えを助長している面が大きい。	改革的な 意見でも ある
24-4	教授	教育・研究		非妥当			
24-5	部局長等の 長	管理		非妥当		2. この知識や技術の指導という範囲内なら問題はないが、それ以上の事は問題となるだろう。	
24-6	学長	管理		非妥当		2. 産学連携の重要な財源であるが、見直しが必要がある。	奨学寄 附金制度 見直しを 示す 相当きわ どい意見 である
25-1	研究協力部 部長	研究協力事務	許容			1. 「見返り」「便宜提供」という概念でとらえられないよう透明性を確保する必要がある。 2. 個人の特許についてはその活用は個人に任せられており、その権利を利用して大学への寄付を受け入れることは利益相反にはならない。	
25-2	副学長	管理		非妥当		1. 発明者が国立大学に所属している限り、発明者の研究活動は基底部分で公(国)によって支えられていることになる。奨学寄附金制度は公への貢献として税制上優遇されている。個別企業への利益提供は制度となじまない。 2. 利益相反問題に繋り得る。	基底部分 は公によ って支え られている という観 念は重要
25-3	助教授	技術移動業務		非妥当			
25-4	部局長等の 長	管理		非妥当		2. 教官の考え方が重要。	
26-1	教授	教育・研究	許容			1&2. 理想的ではないが、国家間の競争を考えると、研究費の獲得上仕方ない。	
26-2	部局長等の 長	管理	許容			2. 妥当と思う。	
26-3	部局長等の 長	教育・研究	許容			2. 現行制度では厳密にはルール違反であるが、企業は当然見返りを期待する。制度の見直しが必要である。	利益相反 的な観点 から取り 上げた原 点に近い
26-4	部局長等の 長	管理					
26-5	助教授	コーディネーション		非妥当			
27-1	教授	教育・研究			その他	1. こんなことに目くらましているから日本の産学協同はなかなかうまくいかないではありませんか？	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
27-2	教授	教育・研究	許容			2. 少しでも知っている企業に優先的に発明を譲渡するのは当然と考える。	
27-3	部局長等の管理		許容			1. 従来の場合では、織田教授に問題はないのではないか。透明性の確保は必要であるが。 2. 従来から認められていた行為が、突然説法であると言われているような気がする。	慣行と時代の変化の摺り合わせが必要らしい
27-4	部局長等の管理			非妥当			
27-5	研究協力部長/産学連携担当	研究協力事務		非妥当		1. 奨学金による企業とのつきあいは社会的にも透明ではないので、それを防ぐ対応が必要。ひとつは、独立行政法人の制度と絡めて、企業に譲渡するより、大学に提出する方がインセンティブがあるものにする必要があるのではないか。 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得ると大いにあると思う。企業との関係がうまくいかなかったときに表面化してくる問題だと思うが、そうなるからでは遅い。	
28-1	副学長	教育・研究		非妥当			
28-2	助教授	コーディネーション	許容			2. あいまいな寄附金ではなく、共同研究とするべきだが、共同研究制度をもっと使いやすい、わかりやすい形でないといけない。	
28-3	学長	管理					
28-4	副学長	管理	許容			1. 適切なルールのもと、発明の有効活用のため奨学寄附金の提供先に譲渡することは理解。 2. 適切なルールなしに行くと問題が生じることが考えられる。	問題が起これば適切なルールが必要?
28-5	教授	教育・研究	許容				
29-1	部局長等の管理	教育・研究	許容				
29-2	教授	教育・研究			その他	1. これは妥当だと思う。個人収入でなく、大学の研究費になっているのだから。 2. つながるとは思わない。	特許が収入を生めば個人に還元される可能性はある
29-3	研究協力部長	研究協力事務		非妥当		1. 妥当でないとは思いますが実務上やむを得ない場合もあると思われる。 2. 奨学寄附金を受けたことへの見返りと思われる可能性がある行為は全て学内で何らかの判断を仰ぎ、オーソライズされるべきである。	情報公開の必要性の指摘
29-4	部局長等の管理	教育・研究		非妥当			
29-5	部局長等の管理					1. 研究者が個人的な利益のみを求めるのはよくないと思われるが、寄与してくれた企業に何らかの見返りがあってもよいと思う。 2. 学内規定などの整備を行ったり、国としての方針を明確にしたりすべきと思う。	
29-6	副学長	管理		非妥当		1. 寄附金と個々の発明を対価として考えることは良くない。 2. 今後の国際競争力の激化を背景にして大学や企業でも05のような事例が増加するだろう。今後は許容する方向で検討すべき。	
29-7	部局長等の管理			非妥当			

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
29-8	教授	教育・研究	許容			1. 理論的には寄附金拠出企業と発明譲渡先とは分離されるべきであるが、人間関係と寄付金拠出企業と優先的に発明譲渡されるのはやむを得ない。 2. 奨学寄附金の受け入れについて教授会その他で公表するとともに寄附金の一部並びに寄付金に基づく発明成果を一切、大学なり、所属機関の共通費として拠出する制度を確立し、利益相反にならない努力が必要ではないか。	公開と共通費としての運用の提案
29-9	教授	教育・研究			その他	2. 規則整備の遅れが引き起こしている問題であって、これらを直結する議論は正しくない。特許出願の方にルールを設けるべきで奨学寄附金を利益相反がらみで議論すべきでない。	特許と切り離した制度の運用が必要
31-1	教授	コーディネーション	許容			1. 日本人のメンタリティーでは十中八九、織田教授のような行動をするだろう。特許を組織一本にする必要性を示唆した平成12年度の文部科学省の方向は正しい。 2. 奨学寄附金は現在の国立大学の研究室運営には不可欠なので、極めて悩ましい問題である。少なくとも基準になる指針が必要であろう。	
31-2	助手	教育・研究	許容			2. 奨学寄附金の使用目的および特許譲渡が完全に研究者の自由意志に任されているならば問題は起こらないと考えるが、明確な指針が必要であるとは考えられる。	
31-3	助教授	教育・研究		非妥当		1. 奨学寄附金と受託研究費との使い分けが必要と思う。 2. 奨学寄附金自体は利益相反に繋がるとは思わないが、制度を正しく理解していない場合にはトラブルが起こりえる。	制度の正しい理解が必要
31-4	教授	教育・研究	許容				
31-5	教授	教育・研究		非妥当		2. 個人の教官を対象にした奨学寄附金の制度自体に矛盾があると思う	
31-6	助手	教育・研究		非妥当		1. 発明を譲渡したい/してもらいたい腹積もりがあるのなら寄附金という形をとらなければ良いと思う。 2. 奨学寄附金という制度について詳しく知らないのだが、中途半端な金という印象を受けた。上のような問題は、既得権益の悪用、癒着構造を生むことになると思うので、制度自体を止めた方が良いと思う。(上の例を読んだ限りでは)必要性が理解できないし、寄附金を提供する企業が何を考えている(暗に見返りを望んでいるのは見え見えだが)のか理解できない。企業が金を出すのは、当然企業にとってプラスに働く何らかの見返りを望むのでこのことであるから、提供された者は何らかの成果物を返すべき。このような行為は共同研究費等を使って行われるべきだと思う。	特許が関与する場合は章が買収寄附を避ける
31-7	教授	教育・研究	許容				
31-8	教授	教育・研究		非妥当		1. 奨学寄附金は無条件で研究を助成するもの。企業が成果、見返りを求める場合は受託研究。ただし、根は深く織田教授のような例は十分ありうる。あとは程度の問題か。	運用方法も関係
31-9	助手	教育・研究	許容				
31-10	助手	教育・研究			その他		
31-11	教授	教育・研究			その他	1&2. 企業から出願すれば手数料もかからず、手取り早く研究費の名目でお金が支払われることが問題である。今後の独立法人化も考えれば大学TLから出願すべきだろう。	
31-12	教授	教育・研究	許容				

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
31-13	助手	教育・研究	許容			1. 左記の選択に関するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得る可能性についてのコメント(そのような可能性はあるか)	
31-14	助教授	教育・研究	非妥当			2. その通りである。見返りを期待するのは寄付ではない。	
31-15	助手	教育・研究			その他		
31-16	助教授	教育・研究	許容				
31-17	教授	教育・研究	非妥当				
31-18	教授	教育・研究	許容				
31-19	教授	教育・研究	許容				
31-20	助教授	教育・研究	非妥当			1. 選択肢の設定が不適だと思えます。(1と2が非独立) 2. 建前としてはそうあってはならない。	
31-21	教授	教育・研究	非妥当				
31-22	教授	教育・研究			その他	2. 寄付金額など状況に応じて	
31-23	教授	教育・研究	非妥当			1. 受託研究等にすべきでしょう	
31-24	教授	教育・研究	非妥当				
31-25	助教授	教育・研究	非妥当				
31-26	助手	教育・研究	許容			2. たしかにその通りだと思われる。そのため、誤解や疑惑を招かないような規定の整備が必要。大学毎の基準も必要だけれども、全大学共通しての基準づくりが不可欠になると思う。	
31-27	助教授	教育・研究	許容				
31-28	助手	教育・研究	許容				
31-29	教授	教育・研究	非妥当			2. 発明(の譲渡)の見返りとして奨学寄附金が提供される、という関係はよくないと思う。	
31-30	教授	教育・研究	非妥当				
31-31	教授	教育・研究	許容				
31-32	助手	教育・研究	非妥当				
31-33	助教授	教育・研究			その他	1. 見返りとするのは妥当でないと思えますが、特許化を積極的に進める体制に譲渡は止むを得ないと思えます。 2. ありえる。	
31-34	教授	教育・研究	許容				
31-35	助手	教育・研究	許容			2. 企業と大学の研究者が協力し合って技術開発することはむしろ奨励されることで、それを利益相反と呼ぶならば、それは制度があかしいということではないか。	
31-36	助手	教育・研究	非妥当				
31-37	教授	教育・研究	非妥当			1&2. 見返りとして譲渡するのはやはり問題有り。TLOが整備されているのであれば、TLO経由でライセンスすべきである。	TLOの利用を示唆
31-38	助教授	教育・研究	許容			1. 単年度予算とならないものが奨学寄附金しかない現状もなんとかして欲しいと思えます。その上でルール化をすべきと考えます。 2. 事例によってはその指摘は正しいでしょう(この事例もかなりグレーですが)。	
31-39	助教授	教育・研究	許容				
31-40	助教授	教育・研究	非妥当				
31-41	助教授	教育・研究	非妥当				

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
31-42	副学長等の長	管理		非妥当		2. その通りと思う。	
31-43	教授	教育・研究	許容			1. 企業が寄附金を出している意図を考えたい。それがいやなら寄附金をもらわなければよい。	
31-44	助手	教育・研究		非妥当		1. 奨学寄附金の性質上、研究成果の譲渡等は義務づけられることは無いはずであるので、譲渡すべきではない。 2. そう見える場合もあり得ると考える。奨学寄附金の提供者でなければその発明を生かせない場合もあり得るので、審査機構のようなものを設置し、譲渡等のプロセスを明らかにすればよい。	
31-45	助教授	教育・研究	許容				
31-46	助手	教育・研究	許容				
32-1	副学長	管理	許容				
32-2	副学長等の長	管理		非妥当			
32-3	副学長等の長	管理				2. 日本の文化士域では「選択肢-1」が現実的になるのはやむを得ない、難しい問題。	日本の文化士域との関係からの難しさを指摘
33-1	助教授	コーディネーション	許容			2. そのとおり！	
33-2	副学長	管理	許容			1. 個人有と認めた後の事は本人が決めるのが原則。 2. あり得ると思う。	
34-1	助教授	コーディネーション	許容				
34-2	教授	教育・研究		非妥当		1. 現状では選択肢1が普通であるが、目指すべき方向は選択肢(2)だと考えます。 2. ルールが透明ではないので、利益相反の可能性が大きいと考えます。	
35-1	助教授	教育・研究		非妥当		1. 資金の使い勝手が奨学寄附金と同程度であるような共同研究のスキームが作れると良いと思う。 2. 奨学寄附金制度の改善につなげてゆくべき。	
37-1	副学長	管理	許容			2. 発明の内容が公開(学会発表など)されているのなら特に問題は無いように思われる。	
38-1	助手	教育・研究		非妥当		2. 関連する国内法、及び判例を検討したのちに初めてコメントし得るものだと考える。	
38-2	助教授	コーディネーション		非妥当		2. 寄付ではなく対価を求める行為と混同されれば問題となる。	
38-3	助手	教育・研究	許容			1. 大学における発明が商品化され社会に貢献できるのであれば、やむをえないのではないと思われる。 2. この問題に対してはきちんとしたシステム化の必要性を感じる	
38-4	副学長等の長	管理		非妥当		1. 発明権利の知的財産化を行い正当な技術移転ルールを確立して、奨学寄附金とは独立に、報酬還元を得るべき。 2. 上記のような具体的な見返りを行う場合は問題がある。	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
38-5	助教	コーディネーション	許容			1. 発明教官及び研究室等関連組織のインセンティブを促すためには、現状ではこの方法しかない。また、企業が自ら特許出願料等を負担するコスト及びリスクをも考えると、全てについて特定企業への不当な便宜供与とみなすのは妥当でないと思われる。 2. 教官帰属の特許について、国立大学、学部がロイヤリティ獲得に係る契約を締結することができないから、奨学寄附金で受け入れざるを得ない。国立大学法人化に伴い、学内の発明や特許に関する権利を原則法人所有とするか、奨学寄附金の制度のまま、発明教官が透明な手続の下、寄付金を大学に納入させる制度が十分確立されれば余計な疑惑を招くことは無いと考える。	現状肯定 法人化に伴う制度改善の提案
38-6	学長	管理		非妥当		1. 発明の譲渡と奨学寄附金は別次元で考えるべきである。 2. 奨学寄附金に対して具体的な見返りを与える場合には問題が起こりうる。	特許譲渡を奨学寄附金の分離
38-7	部局長等の長	管理	許容			2. 奨学寄附金が本来の制度通りに行使されていれば、利益相反にならない。	制度の運用で問題なし
38-8	教授	教育・研究	許容			2. ただでは金は出さないだろう。	
38-9	部局長等の長	管理			その他	1. 産学共同の一環として、企業との共同で特許とする事は十分合理的である。 2. 問題にならない。	
38-10	教授	教育・研究	許容			1. TLOが機能を発揮すれば、このような問題は起こらない。 2. ガイドラインがないと不透明になりやすい。	TLOの利用で透明性確保
38-11	教授	教育・研究		非妥当	その他	1. 奨学寄附金は本来発明譲渡等の見返りを求めるべきものではないが、現状は研究依頼の代償として行われる場合が多く、不透明な点がある。 2. 上記のことから設問のような指摘は十分考えられる。ガイドラインを設けて寄附に対する透明性を明確にすることは重要である。	
38-12	副学長	管理		非妥当	その他	2. 可能性は十分あると思う。	
38-13	助手	教育・研究	許容			1. 契約に基づいた外部資金の導入制度を整備すべきである。 2. 公開性と透明性が担保されれば問題はない。	
38-14	副学長	管理	許容				
39-1	副学長	教育・研究		非妥当			
39-2	部局長等の長	管理		非妥当			
39-3	教授	教育・研究	許容			1. 現在の状況では(1)はやむを得ない。 2. 奨学金そのものは利益相反にあたらぬ。また、これは研究室を円滑に運営するために必要。	奨学寄附金制度の有効な運用が必要
39-4	助教	教育・研究	許容			1. 審査機関が「共同研究」への切り替えを要求すべき。 2. おかしい。特許等がからみ、その処理を誤った場合のみ問題。奨学寄附金をそのものは有効かつ正しい制度である。	特許に限定した問題
39-5	教授	教育・研究			その他	1. 奨学寄附金の見返りとして特許譲渡するのは妥当ではないが、別途他の適切な契約に基づいて譲渡することは妥当であり、それがさらに容易に可能となる様制度改善すべきである。 2. 奨学寄附金の性格上問題となり得る。重要なことはこの制度に頼らずとも正しいgive and takeと権利譲渡を可能にする制度を確立する事である。	奨学寄附に代わる制度の検討を示唆
39-6	部局長等の長	管理	許容				
39-7	部局長等の長	管理	許容				

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
40-1	教授	技術移転業務		非妥当		1. 左記の選択に関するコメント 2. 利益相反というより奨学寄附金の趣旨から考えて不適。発明人と出願人との関係が契約できちんと規定されているべき。	
40-2	副学長	管理					
40-3	部局長等の長	教育・研究		非妥当			
40-4	教授	教育・研究		非妥当		2. 可能性は否定できないが、教官の良心を信じて効率よく、社会還元することを第一に考えればよい。	
40-5	助教	管理		非妥当			
40-6	部局長等の長	管理	許容			1. 企業側も教官側も継続を希望し、少額であればさほどの問題にはならない。 2. 現在の貧弱な大学の予算ではしむを得ない。	金額も問題になる
40-7	部局長等の長	管理	許容			2. 「奨学寄附金」の主旨からすれば妥当な指摘と思われる。	
40-8	学長	管理			その他	1. 企業が見返りを期待して寄付するのであれば奨学金寄附金と位置付けること自体不当である。発明委員会個人有と判断された場合であっても、特許の出願と帰属については適切に検討がなされるべきである。 2. 利を意図して提出される寄附金は「奨学」寄附金ではない。我が国ではこの点が極めてあいまいであるために様々な問題が起こり得る。起こり得る事態を想定した上で、国立大学においては、国(大学)、個人(大学に付随する)、企業の三者間であらかじめ契約関係を確立し得るシステムを構築すべきである。	疑惑の可能性を想定してシステムを構築すべき提案
40-9	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当		2. 現状の多くはこの形が定着している。特に医係でその傾向が強いと感じる。	医学系の問題指摘
40-10	部局長等の長	管理		非妥当		1. 奨学寄附金の本来の趣旨に反している。しかし現状では教官制としては心情的に寄付に対する見返りという気持ちがある。 2. 企業側からすれば、利益の追求が基本であり、利益につながる資金提供はありえない。この観点からすれば奨学寄附金もまた「見返り」を期待した資金提供である。	
40-11	副学長	管理		非妥当		1. 有効活用の面から を選択することもあり得る。 2. あり得る。	
40-12	部局長等の長	管理	許容				
40-13	助手	教育・研究	許容				
40-14	教授	コーディネーション		非妥当			
41-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当			
41-2	助教	コーディネーション	許容			1. 裏められるべきではないが、企業側から考えればこれが現状認識。しっかり禁止/指導しないと、修正できないのではないかと。 2. 十分、その温床となる可能性がある。	
41-3	副学長	管理		非妥当			
42-1	助教	教育・研究		非妥当		1. 奨学寄附金を必要とする理由は用途の制限が少ないことと年度を越えて使用できることである。共同研究費や受託研究費に実費以外の研究協力費を設けて奨学寄附金と同様の運用ができるようにすべきである。奨学寄附金は純粋な寄付行為のみに限定すべきである。 2. その通りであると思う。	他の外部資金制度の改善を指摘

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
42-2	教授	教育・研究	許容	非妥当		1. 大学の特許の問題点の一つが奨学寄付金との関係である。これをクリアしない限り、特許を通じた大学の研究成果の技術提携のルール化、システム化、発展は無いただろう。独法科に際しての課題以外、TL0との共同出願を義務づけることも一つの方法か？ 2. 妥当な指摘でしょう。寄附として受けながら対価として考えられる特許を譲渡することは説明がつかません。別の方法を準備すべきでしょう。	特許と奨学寄附の不適切な関係を指摘 TL0の利用を提言
42-3	教授	教育・研究		非妥当		2. 現在はたいした問題はないようだが、技術移転が活発になった時、奨学寄付金は問題になると思われる。	
42-4	研究協力部/部課長	研究協力事務			その他	1&2. 建前論になるかもしれないが、奨学寄付金が教員の研究に対する助成であって、見返りの提供ではないと解釈できる。	
43-1	教授	教育・研究	許容			2. 現状での奨学寄附金はコンサルティング業務と考えている(学問領域に依存する可能性あり)。	
43-2	部局長等の長	教育・研究	許容			1. 共同研究や受託研究の制度を、寄附金なみに柔軟化すべきである。制度自体が不備な状況下で、精神論を云っても現実的ではない。 2. 指摘はそのとおりである。上記のように、現在の制度に不備がある	奨学寄附金制度の不備を指摘
43-3	学長	管理		非妥当		1. 特許を使わせないようにするのも会社が利益を守る方法である事も考えるべき。企業は信用できるとは限らない。2. 特に研究の本身が不透明である事により、不正行為に使う例が多い。	企業側の問題点を指摘
43-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当		1. 発明はライセンスを希望する企業間で入札すべきである。 2. そのように思う。	
44-1	学長	管理		非妥当			
44-2	教授	教育・研究		非妥当			
44-3	教授	コーディネーション		非妥当		1. 教員からすれば、TL0に頼んでも特許の海外出願をしてくれないから企業に権利を譲渡するという者が多い。対応を考える必要がある。 2. 奨学寄附金の場合、日本では何らかの見返りが企業にあると見る見方が大半であるので、利益相反の最も大きな原因になる恐れがある。	外国特許との関連を指摘
44-4	部局長等の長	教育・研究		非妥当			
44-5	部局長等の長	教育・研究		非妥当		1. これまでの蓄積の上のって研究しているのだから、特に理系は集団で研究する機会が多いので、個人に帰すべきではない。 2. 競争的原理で奨学寄附金を得るべきである。	
44-6	副学長	管理		非妥当		2. その通りだと思う。	
44-7	部局長等の長	管理	許容			2. 透明な意思決定であれば問題ない。	
44-8	教授	教育・研究		非妥当		1. 運営委員会(教授会)で一定のルールを設けて審議している。	透明性確保をしている
44-9	部局長等の長	管理		非妥当		1. 社会の疑惑や不信を招かぬようルールづくりが必要であろう。 2. 法人化・民営化された「大学」の定義が大きいかかわる。理念に立ち戻ったルール作りが必要であろう。	法人化に向けて備える必要性を指摘
44-10	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当		1&2. 改善のためには、奨学寄附金制度の規則的な改訂が必要。	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
44-11	部局長等の長	管理	許容			1. 左記の選択に関するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得る可能性についてのコメント(そのような可能性はあるか)	寄附目的に目的的研究的な記載をすることがあるか?
45-1	教授	教育・研究			その他	1. 発明譲渡については奨学寄附金提供企業にするのは仕方ないが、改めて契約を結ぶべき。	
45-2	助教授	教育・研究		非妥当		2. この問題もルールが明確でない点に問題がある。こまかい場合を想定したルール作りが必要である。	
45-3	部局長等の長	管理	許容				
45-4	教授	教育・研究		非妥当		1. 但し寄附金の額によって決めるもので、一概にいえ	金額の多寡も要素になる
45-5	副学長	管理	許容				
47-1	教授	教育・研究		非妥当			
47-2	部局長等の長	管理		非妥当		2. そう思う。	
48-1	部局長等の長	管理	許容			2. 全く便宜提供できないというのは問題である。	
48-2	学長	管理		非妥当		1. 奨学寄付金という公的資金の考えに反する。 2. 問題はない。	?
48-3	副学長	管理		非妥当		1. 奨学寄附金による研究成果は一種の公共財として考えるべきであろう。 2. 現実上、本来は研究委託すべきところを、オーバーヘッド節約のために「奨学寄附金」という形にしているという例が多いのでは。	運用で不透明なところがあることを指摘
48-4	副学長	管理	許容			2. 思わない。	
48-5	研究協力部/課・産学連携担当	研究協力事務	許容			2. 現在の奨学寄附金は受託研究的な要素が現実には存在している。	
48-6	部局長等の長	管理	許容			2. 現状ではやむを得ない。	
48-7	教授	教育・研究	許容			2. 私は大いに奨励すべきだと思う。問題があるかもしれない。しかし、流動性が高まり活性化まちがいない。奨学寄附金を得る事がどのくらいきつづく、しかし、それがなければ研究できない実態を国家機関は知っておられるのか。	切実な声に聞こえる
48-8	部局長等の長	管理		非妥当			
48-9	部局長等の長	コーディネーション	許容			1. むしろ、共同研究費の使いやすさを奨学寄附金以上にすべき。前者の改善が先決。 2. なんら問題はないが、共同研究費制度を改善して、自然に後者を選ぶようにすべき。	共同研究制度の改善を提言
48-10	助教授	コーディネーション			その他	1. あまり深く考えずにやりそうな気がする。 2. あまり深く考えていなかったですが、確かに情報公開等を必要はあるかもしれません。	
49-1	副学長	管理	許容				
49-2	教授	教育・研究	許容			2. その考え方がおかしいというが、時代にそぐわない	
50-1	助教授	コーディネーション			その他	1. 奨学寄附金提供企業に向けた優先的な発明の提供は、本質的には便宜提供に当たるかが限度の問題である。ルールを定め、個別案件毎に情報開示され、然るべき内部監査が行われるような体制にしていけば問題の発生は防止できる。 2. 奨学寄附金は利益相反に繋がりが得る可能性は大きい。程度・限度を明確にし、発明の譲渡先についてもきちんと情報開示が行われ、定期的に内部監査を行う仕組みにすることが重要である。	程度の問題をどう規定するかは難しいがそこがガイドラインの中心か

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
51-1	副学長	管理				1. 制度上の問題で譲渡は不適切。 2. 理解できる。奨学寄附金といえども適切な審査を行うべきである。	
51-2	助教授	コーディネーション	許容			2. そのとおりだが、では誰が寄附金を取ってくるのか。別の予算が必要である。	
51-3	部局長等の管理			非妥当		2. 奨学寄附金の受け入れ時の審査はかりでなく、終了時の審査を適正に行う制度・機関が必要である。	審査方法を考えるべきとの
51-4	教授	コーディネーション			その他	1. 発明(=特許)が公的な研究費獲得にプラスに傾く仕組みも作る事が有効と思う。 2. その通りで適当でない。	
52-1	副学長	管理	許容				
52-2	講師	コーディネーション		非妥当		1. ただし、タイトル等まで秘密にしたい研究の場合は奨学寄附金として教員に渡される場合もあり、問題は複雑であり一概には言えない。 2. 共同研究の資金の使途については緩和されているが奨学寄附金に近付けて資金の透明性を高めない限り、この問題は続く。	共同研究制度の改善を指摘
53-1	助教授	教育・研究		非妥当			
53-2	その他	教育・研究			その他	1. TLOを通じて企業との共同出願の特許にすべきだ。奨学寄附金の見返りに特許権を企業に譲渡するのが問題で、TLOから企業との共同出願にすれば、問題は無い。 2. 奨学寄附金は特許と切り離して受け入れるべき。	TLOの利用を示唆
53-3	研究協力部/部課長	研究協力事務	許容				
53-4	部局長等の管理						
53-5	学長	管理			その他	1. 両者の事前の話し合い。 2. 必要なし。あいまいの排除(事前)。	?
53-6	部局長等の管理			非妥当		1. TLOなどを経由すべきである。 2. そういう場合も多々あると予想されるため、事例などをチェックして指導マニュアルを作るべきである。	TLOの利用を示唆 事例中心のマニュアルの必要性を指
53-7	副学長	管理		非妥当		1. 発明は大学か大学TLOに帰属を原則にしておけば、このようなことが起こることは少ない。現在、個人帰属とすることで問題がある(なるべく早急に個人帰属問題を変える必要がある)。 2. 大学あるいは大学TLOに帰属とすれば、その方針に従えばよい。方針は試行錯誤をたどるだろうが、成熟した方針(基準)を持つことができるはず。	TLOの利用を示唆
54-1	学長	管理		非妥当		1. 研究室=講座の運営においては出来る教授であろうが、今後大学の社会への説明責任を考えると、はなはだ困ったことである。 2. 今後、外部資金としても奨学寄附金の重要度は増すと考えられない。大学の教員、研究者にとって「ガイドライン」は必要である。	奨学寄附金の重要度は増えないとの指摘
55-1	教授	教育・研究					
55-2	部局長等の管理	コーディネーション			その他	1. 寄附金によってなし得た特許であれば譲渡もやむなし。 2. 日本の寄付者の意識は見返りを無視できないのでこの問題が発生するのは致し方なし。	
55-3	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当			
57-1	研究協力部/部課長	管理		非妥当			
57-2	部局長等の管理	コーディネーション		非妥当			

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
57-3	学長	管理		非妥当			
57-4	副学長	管理		非妥当			
57-5	副学長	管理		非妥当			
57-6	部局長等の管理			非妥当		1. 奨学寄附金の趣旨に反すると思う。委託研究とか共同研究など、他に方法がある。 2. 指摘の通り、つながり得ると思う。	
57-7	助教授	コーディネーション		非妥当		1. 受託研究、共同研究の形態をとるべきであって奨学寄附金とするところに問題があります。奨学寄附金のみかかりに特許を譲渡するのは妥当ではありません。 2. 一部ではあると思いますが、やはり組織として対応できるようにTLOや学内の仕組みを整備すべきです。	TLOの利用を示唆
58-1	教授	技術移転業務			その他	1. 個人有とした特許の処分は自由である。これを云々する方がおかしい。奨学寄附金に条件をつけるのは違反だが、条件のつけられない奨学寄附金で自由に研究した結果生じた特許を、感謝の意を込めて寄附金を提供してくれた企業に譲渡することは差し支えない。譲渡しない自由がある限り問題ないと考えべき。いずれかの企業に譲渡しなければ実施できないのであるから、それが寄附金を提供してくれた企業であったとしても、そうでない企業であったとしても関係ないはず。産学協力を進める上では、むしろ、こういうことを問題にしないことの方が大切ではないか。民間等との共同研究や受託研究でも、結果的には金銭を提供したものに見返りはある。率先して経費を負担した者にインセンティブがなければ、外部資金の調達を促進することはできない。産学連携を敵視していた時代に構築された論理を産学連携を促進する時代の考え方に都合よく持ち込んでは矛盾がある。 2. 全くメリットのない寄附金を出す人は少ない。何がしかのメリットを期待しているからこそ大切なお金を差し出す。外部資金の調達は促進するのは、これからの大学にとっても重要なことであり、奨学寄附金が入ってくることは大学側の利益であり、大学との関係においては利益相反にはならないと考えるべき。利益相反は、どのようなものにおいても生じ得るのであって、立場によって見解は異なる。受託研究でも、共同研究でも、程度の差こそあれ利益相反の状況は生じる。 奨学寄附金のみについて起こり得る問題ではない。その意味でこの設問は矛盾している。設問を設けるなら「奨学寄附金によって生じる利益相反が今後大学や社会の運営において許しがたいものになると考えるか」とすべきではないか。最近TLO関係者から奨学寄附金が目の仇にされているが、問題の本質が違う。TLOを通じても通じなくても特許化され我が国の企業が実施しているのであれば国益に還元されているととらえるべきである。資本主義と社会主義もしくは共産主義の対立の時代には、国立大学が一部大企業のために奉仕することが悪とされていたが、現在では、社会主義体制は崩壊し、世界は経済戦争に突入り産学連携が国を挙げてもてはやされている。国立大学ですら国立大学でなくなり独立行政法人化が求められている。このような時代に前時代において構築された奨学寄附金の考え方を通用させようとしても無理があるのではないかと。	現実論を肯定するところに利益相反の種が宿っている
58-2	部局長等の管理			非妥当		2. 現実には行われていると思う。	
59-1	助教授	コーディネーション	許容			2. 見返りの無い寄付行為は少ないのでは。	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
59-2	部長等の管理		許容			1. 左記の選択に関するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得る可能性についてのコメント(そのような可能性はあるか)	
59-3	副学長	管理	許容			2. 契約内容と組織の内規の活用で、解決出来るのでは。	
59-4	助教授	コーディネーション	許容			1. 寄附金はへの研究のためと寄附くださっている。 2. 今の形式ではお返しに特許が出て行く。	
59-5	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当		2. 奨学寄附金処出企業への便宜提供についてはルール化を検討すべきである。	
59-6	教授	教育・研究	許容			1. 企業サイドからの奨学寄附は、ボランティアでは全くなく、有形・無形のフィードバックを期待しているのが現状。 2. 大学研究者はそれを得るためにはアイデア、新技術を担保にする以外に有効な手法はない!!	
59-7	教授	教育・研究	許容			1. 発明、発見等は社会的ニーズに対応するところから生まれる傾向がある。奨学寄附金を提供する企業との密接な討論が必然的に特許の方向に向かいそれが共同研究の発端となる。 2. この大学、企業とのつながりを発展させない限り大学特許の件数も増大しないと考える。	奨学寄附金を通じた会社との関係が共同研究の前段階を形成し、特許活動を刺激すると
59-8	教授	教育・研究	許容			2. 奨学寄附金に関しては教授会に対して報告され、かつ固慮に入金されているので、その指摘はあたらない。	
59-9	部長等の管理			非妥当		2. 繋がりがうる。	
59-10	部長等の管理			非妥当		1. 目的を明確にした受託研究として受けるのが良い。しかし、受託研究は単年度で予算を消化しなければならぬことや間接経費の負担があり制約が多い事が問題である。	
60-1	助教授	教育・研究		非妥当			
60-2	教授	教育・研究	許容			1. 校費が十分でない。消耗品だけで消える。旅費がない。企業から受けるのは寄附金だけではない。企業の研究所の設備や情報、人間も使って研究することがある。 2. 特定の企業と仲が良く、別の企業とは仲が悪いと思われることはしない。	現実論
60-3	教授	教育・研究	許容			2. 寄附はあくまでも寄附であるべきだが、大学から社会へのサービスも考慮すべきである(技術指導等)。	
61-1	助教授	教育・研究		非妥当		1. 奨学寄附金には付帯事項はない 2. 奨学寄附金を受け取る際の契約事項は「学術研究の支援のため」ということだけである。成果をその企業に渡すのは問題あり	
61-2	部長等の管理	教育・研究					
61-3	部長等の管理		許容			2. ケース・バイ・ケースで考えるべき。ある程度利益相反は許されてもよい。	
61-4	助手	教育・研究		非妥当		1. 教員個人の道義的判断としては「1」になると思う。しかし公正さは欠けている。 2. 寄付行為は見返りを求めないこと、との建前は、現実にはどう扱われているのか疑問。ヒモ付き資金に過ぎないのか? 3. その通りだと思う。	
61-5	学長	管理		非妥当			
61-6	部長等の管理	教育・研究			その他		
61-7	部長等の管理		許容			2. 詳細なルールを作るべき。	
61-8	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当		2. 本来は共同研究・受託研究として受け入れる性格のものを、使いやすさの点で奨学寄附金というケースが多いものと思われる。研究者の意識革命が必要ではなかるうか。	
61-9	部長等の管理	教育・研究	許容				

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
62-1	学長	管理		非妥当		2. ないものと考えている。	
62-2	助教授	コーディネーション	許容				
63-1	部長等の管理	教育・研究	許容			1. 奨学寄附金で主に研究した場合、共同出願とすればよいと思う。 2. 奨学寄附金は大学側からみれば、利益相反と思われるが、企業側からすれば、ある程度の期待を持って奨学寄附金を出しているのだから当然、ルール化すべき。	
63-2	助教授	教育・研究		非妥当			
63-3	部長等の管理		許容				
63-4	副学長	教育・研究	許容				
64-1	学長	管理		非妥当		1. 見返りの範囲が問題であり、当事者同士が一括しても第三者から見ればそれは見えにくい。この点をクリアすればよいのではないか。 2. 便宜提供の内容による。	
64-2	教授	教育・研究	許容			1&2. 難しい問題ではあるが、奨学寄附金による研究といえども大学の施設・設備を利用している限り、大学の方針に従うべきである。	
64-3	副学長	管理	許容			1. 発明委員会の形骸化が問題。 2. 多いに有り得る。	
64-4	研究協力部/部課長	研究協力事務	許容				
64-5	教授	教育・研究	許容			1. 基本的には先に共同研究として企業へも権利を認めればよいのでは。 2. 建前論で処理しても仕方がない。成果の公開を、実効のある方法を考える必要がある。	
64-6	副学長	管理		非妥当		2. 学会発表優先を買えば問題は防げる。	
64-7	部長等の管理		許容				
64-8	部長等の管理	教育・研究		非妥当		2. 必ずしもそうではない。奨学寄附金は学生のあっせんも含めた交際のなものであると考える。この資金により「教育環境の充実」がはかれるところに大きな意義づけがかる。	奨学寄附金は教員と企業との包括的な関係の一部とする指摘
65-1	学長	管理	許容			2. 根拠ある論点を示せない。	
65-2	部長等の管理	教育・研究	許容			2. 奨学寄附金は大学でその受け入れの妥当性をcheckしているので、使い方もガラス張りのため問題は起こらない。	
65-3	助教授	コーディネーション		非妥当			
65-4	教授	教育・研究	許容			1. 個人発明を積極的に認め支援するのであれば1である。ややそれるが、大学人としては、大学が主体的に対応する体制をまずつくることが望ましいと思える。 2. 大いに有り得よう。然るべきガイドラインが必要。ただ、国立大学といっても単に公的サービスのみでは実効はとぼしく個別に関心をもちて対応を求めてくる企業があればそれなりの協力と見返りがあっても差支えないものと思う。	現実論との折り合わせが必要
65-5	教授	教育・研究	許容				
65-6	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当			
66-1	教授	コーディネーション		非妥当		1. 日本の企業が特許を安易に考え、モラルに欠ける事と、大学の教官が特許に対しあまりに無知であることが、下地にある。まずこの点を改良する必要がある。 2. 現状では、実際に利益相反つながらっている。	大学と企業の価値基準の差を指摘

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
66-2	助教	コーディネーション	許容			1. 寄附金の使途・利用は自由なので企業への譲渡も自由である。寄付金がなくても譲渡する事があるから。 2. 譲渡の条件が何かというのが問題です。	
67-1	研究協力部長	研究協力事務		非妥当			
67-2	教授	教育・研究	許容			1. 本来、共同研究とすべきまで奨学寄附金になっている。制度の改善が必要である。 2. 奨学寄附金から大学全体へのオーバヘッドを多く取ることも奨学寄附金の正当化への方策の一つである。	制度の改善を示唆するオーバヘッドの提言
67-3	助教	教育・研究	許容				
67-4	教授	教育・研究	許容			2. 可能性はあると思う。しかし、そこをきつりすると成果はあがらない。	現実論
68-1	副学長	管理		非妥当		1. 特定の企業とだけ関係を強めることは癒着に発展するものであり、社会的な正ささ欠くものである。 2. 奨学寄附金を特定企業から継続して得ることは、疑惑や不信を招く恐れがあり、一定の基準をもうけるべき。	特定企業との癒着を懸念
68-2	副学長	管理	許容				
68-3	部長	教育・研究		非妥当		1. 寄附金は寄附、譲渡時には譲渡金を取るべき。 2. よく理解できない。	
68-4	教授	教育・研究	許容			2. 実情としても、今後の問題としても、奨学寄附金拠出企業 パートナー企業であり、研究遂行上の様々な不足を相互に補っている関係である。これは制度上の問題を背景を持つので、大学レベルの問題ではあるが、個々の教員の問題ではないと思われる。従って個々の教授の行動に端を発した大学レベルの利益相反のみを取り上げるのは適当でない。	奨学寄附金制度は産学連携に重要・大学レベルの利益相反にはつながらないとの懸念
69-1	副学長	管理	許容			2. 大学の施設・設備(大学という組織)を利用して寄付金提供企業にのみ見返りすることに問題あり。何らかのガイドラインが必要。	偏った企業との関係に対する懸念
69-2	教授	管理	許容			1. 奨学寄附金の受け入れ手続きと他の民間等との共同研究及び受託研究の手続きと同等度の複雑さにせよ。 2. 奨学寄附金は 卒業生・修了生の紹介料となったり、民間等との共同研究となったり 一方で、留学生交流などのための受け入れを大学事務が拒否して不自由な使い勝手な部分がある。	奨学寄附金は教員と企業との包括的な関係として重要との指摘
69-3	助教	コーディネーション		非妥当			
69-4	部長	教育・研究	許容			2. 企業として何の目的もなしに寄附金は出さない。見返りは当然の結果と考えます。	
69-5	研究協力部長	研究協力事務	許容			1. 企業との関係をはっきりさせるためにもできるだけ共同研究、受託研究にすべきである。奨学寄附金として処理されるものの中に共同研究、受託研究にしたい方がよいと思われるものもある。 2. 指摘される可能性はある。	
70-1	副学長	教育・研究	許容			1. 学内規程によりチェックされており、一応問題が起こらないよう機能している。	
70-2	部長	教育・研究		非妥当			
70-3	助教	コーディネーション		非妥当		2. そう思う。	
70-4	部長	教育・研究		非妥当		2. 奨学寄附によって得た成果を企業に譲渡するのは明らかに利益相反である。奨学寄付は寄付行為。	
71-1	副学長	管理	許容			1. 現実問題として、全く見返りが期待できなければ、奨学寄附金提供者は激減するであろう。 2. 研究の主体性を確保しつつ、付随的な成果を寄附金提供者に譲渡するのはよいであろう。	現実論との折り合わせが必要
71-2	研究協力部長	研究協力事務	許容				
71-3	助教	コーディネーション	許容			1. このシステムが多い事実を考え、制度の改善が必要と考える。 2. そのとうりであるが、ある意味仕方ない面もあるので、制度改善が望まれる。	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
71-4	部長	管理			その他	1. 寄附した見返りとして譲渡するのは妥当ではないのは当然であるが、人情として成果を還元したくなるのも理解できる。 2. 奨学寄附金には、元々この危険性がある。広い立場で寄附するというような企業がどの位あるか。	
71-5	部長	教育・研究	許容			1. 奨学寄附金の一部を大学全体のために納付するのがよい。	
71-6	教授	教育・研究		非妥当		1. 共同研究ないし受託研究とされるべき事例である。 2. 見返りの提供が問題だ。	
71-7	教授	教育・研究			その他	1. 一向にかまわないと思う。 2. そうは思わない。誰もタダでお金をくれるわけではないから。	
72-1	研究協力部長	研究協力事務	許容				
72-2	部長	管理	許容			2. 指摘されている通りだと考える。	
72-3	学長	教育・研究		非妥当		1. 学問の自由を侵される。 2. 奨学寄附金の誘惑によって、学問の自由が侵される危険性がある。	
72-4	助教	教育・研究	許容			1. 現実的な選択であり、仕方のないこと。 2. 指摘のとおりであるが、本質的ではない。一番重要なのは、産業界に対するContributionである。	
73-1	教授	教育・研究	許容	非妥当		1. 発明の譲渡はもし行うとしたら、その発明を有効に利用して利益を社会に還元できる企業に行うべきで、多くの場合、奨学金を与えるだけの関心を示している企業がそれに当たる。 2. 奨学金をもらうことで大学が利益を得ている。教員の個人となった特許の使用法に懸念を抱く人がいるとしたら、その考え方が全体の利益を書いている。	奨学寄附金は公的の利益に貢献
73-2		コーディネーション			その他	1. 教員個人の資産である発明を費やしてまで、国への奨学寄附金を集める努力は見返りとは言えないと思う。 2. 奨学寄附金は国に納めるもので個人の利益には直結しない。	利益相反的な状況にあるように組織レベルの利益相反を懸念し
73-3	部長	教育・研究	許容				
73-4	教授	コーディネーション			その他	1. 寄附金は浄財なので、やや問題がある。発明を買うか、それとも優先権が得られる大学への協力金のような制度を作れないか。 2. 寄附金と得られるメリットの間に相関があるとやはり問題である。むしろある程度のメリットを期待できる制度を作るべきである。	代わるべき制度の検討を示唆
74-1	部長	管理		非妥当		2. 従来、大学研究者と企業との個人的関係で行われてきた面があるので、そのような問題は起こり得る。明確なルールを作る必要がある。	
74-2	助教	教育・研究	許容				
74-3	助手	教育・研究	許容			1. 企業と大学教員との関係は我が国においては「日本的」紳士協定にもとづいていてと考えられ、(1)のようなことはふつうに行われているのではない。 2. 教員の主義に負うところが大きいと思われるので何とも言えないが、ごく狭い世界で行われていることであり、先輩にあたる教員がやってきたことを後輩教員もくりにかえずので、指摘はその通り。	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
74-4	教授	教育・研究	許容			1. 左記の選択に関するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得る可能性についてのコメント(そのような可能性はあるか)	
74-5	助手	教育・研究	許容			1. 見返りと見なされても仕方ない状況を完全に否定できないので。 2. 細かい点まで考えると、学生の奨学金も含まれるのでは？	
74-6	教授	教育・研究	許容			1&2. 独立行政法人化すれば、この種の問題は少なくなる。	法人化により問題は軽減されるとの
74-7	部局長等の管理			非妥当		2. 制度の「額面通り」の趣旨を重視すべきであると考える。	
74-8	教授	教育・研究			その他	1. Its OK for a company to give donations with the expectation that it will receive IP. However, it should only receive IP that is linked to the project it funds and only if it is committed to develop the technology. The TLO or some similar organization should make this determination. This implies the definition of donation and the regulations (通知) governing them (会社が知的財産権の見返りを期待して寄附金を提供してもかまわない。しかし、会社が受領できる知的財産権は資金提供している特定の技術開発を目的としたプロジェクトに関係したものに限定されるべきである。このような決定はTLOまたは類似機関が行うべきである。これは、奨学寄附金の定義とその規程(通知)を改正する必要があることを意味する。) 2. To me this is not a typical or severe conflict of interest situation. Rather it arises because the policies (通知) governing donations are at odds with (a) the expectations of university researchers and companies and (b) appropriate incentives to make the donation system an effective mechanism of technology transfer. (私には奨学寄附金の制度が典型的なあるいは重大な利益相反の状況につながると思えない。むしろ奨学寄附金を規定した通知が、(a)大学の研究者と会社の期待に合致しない、(b)寄附金制度を効果的な技術移転の仕組みにする適切な動機づけを欠いていることが利益相反を生むのである。)	TLOが関係して管理すべきとの指摘
75-1	部局長等の教育・研究			非妥当		1. 奨学寄附金の趣旨からは妥当でないという結論になる。 2. 特許等につながらない研究・教育活動にいたたくという明確な形の奨学寄附金にすべきでしょう。	特許は分離する必要性を示唆
76-1	学長	管理		非妥当			
78-1	副学長	管理	許容			2. 指摘は当たっていると思う。	
78-2	部局長等の管理		許容			2. 奨学寄附金の提供を受ければ、その企業に対しての返礼が個人の気持ちとして生ずる。規則を設けることが必要と思う。	
78-3	助教授	コーディネーション	許容				

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
78-4	研究協力部/部課長	研究協力事務	許容			1. 左記の選択に関するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得る可能性についてのコメント(そのような可能性はあるか)	
79-1	助手	教育・研究		非妥当			
79-2	助手	教育・研究		非妥当			
79-3	副学長	管理		非妥当			
79-4	副学長	教育・研究	許容			1. 研究費の配分高が低い日本の状況ではやむをえない。 2. 特許の質と奨学寄附金の額のバランスから生じる問題も含むのでは。	
79-5	研究協力部/課・産学連携担当	研究協力事務	許容				
79-6	部局長等の管理				その他	1. 個人に帰属する発明の譲渡・売却は個人の自由。 2. 関係ない。個人の自由。	個人の自由を強調
79-7	部局長等の教育・研究			非妥当		2. 学内規定ではつきりさせる方がよい。	
79-8	教授	コーディネーション		非妥当		1. 個人の判断で譲渡先を決めることは疑惑を招きやすいので、TLO所属等にするべき。企業と大学の研究が近い場合は共同研究・受託研究が良いと考える。 2. 奨学寄附金が個人によって「グレー」と見られる要素がある。大学の管理が必要。	TLOを利用して対処
79-9	部局長等の管理			非妥当		1. はっきりと規定に定められていないので妥当でない。しかも、現状では明確でないものも多いが現状である。2. 奨学寄附金の規定がある以上、これに従うべきである。	制度と現実のギャップの認識
79-10	教授	教育・研究	許容			1. 現時点で有効かつ能率的な他の制度がない、外国のような一般的なDonationもない。本制度だけを禁止してしめつけることはよくない。全体を変えねば。 2. その通りであるが、上記の問題がある。	外部資金全体の総合的な見直しが必要
79-11	助教授	教育・研究		非妥当		2. 大学教官と企業・財団が奨学寄附金の契約する際、特許出願の条件を明記すれば問題解決すると思う。	特許には特別の配慮をする
79-12	教授	教育・研究				1. 今後の自分の研究のことを考えれば、この程度の有効利用は当然。 2. 寄附金が純粹に研究に使用されるのであれば全く問題ないと思う。	
79-13	助教授	教育・研究	許容			1. 制度の整備が先決と思う。 2. 趣旨からすると利益相反につながるが、現実には利益供与的な側面がある。	
79-14	助手	教育・研究		非妥当			
79-15	助教授	教育・研究	許容				
79-16	助教授	教育・研究	許容			2. あり得る。	
81-1	部局長等の教育・研究			非妥当		2. 奨学寄附金は担当教官名を指定せず大学全体又は部局全体として受けるべき。	ユニークな指摘
81-2	教授	コーディネーション	許容			2. 正しいと思う。	
81-3	部局長等の教育・研究		許容			1. 現行の奨学寄附金制度の欠点である。本来の「奨学」のもの目的を限定しない研究者の自由な発想に期待した投資とを区別し、後者がある原則の下に取り入れるようにすべきだろう。 2. 上で述べた通り、現状では第2の意味のものをおなじ「奨学」下で、奨励しているのだから、(利益相反は)当然発生する。	
81-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		非妥当		2. けじめのある対応を全学的に促進すべき。	

整理番号	回答者		発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	許容できる	妥当でない	その他		
81-5	学部長等の長	総務		非妥当		1. 左記の選択に関するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得る可能性についてのコメント(そのような可能性はあるか)	
81-6	教授	コーディネーション	許容			1&2. 客観的に疑義が出ない限り、制度上やむを得ない。共同研究の制約を緩めて寄附金制度に近づける。	
81-7	教授	教育・研究	許容			2. つながり得ない。	
81-8	教授	コーディネーション	許容			2. 奨学寄附金は本来、見返りを必要としない性格のものであるが、現実にはそうはいかないように思います。この辺をも少し、当事者間でキチンと了承しておく必要がある。確かに、奨学寄附金と利益相反にはつながりがあると思います。	現実と制度のギャップ
83-1	副学長	コーディネーション	許容			1. 奨学寄附金が純粋な寄付でないことが多い現状ではいたしかたないのではと考える。 2. 今後、奨学寄附金への依存傾向が高くなるであろうし、「見返り」を要求されることも多くなるであろう。	今後、問題が拡大する懸念
85-1	副学長	総務	許容				
85-2	研究協力部/副部長	研究協力事務	許容			1. 好ましいとは思わないが、現実であることも確か。	
85-3	教授	教育・研究	許容			2. 奨学寄附金はあくまで善意の寄附なので、寄附を受けた者の研究遂行上の利益とした方がよい。	

TL0 関係者（事例 5）

事例5

1

整理番号	回答者 職責	発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
		許容できる	は妥当でない	その他		
1	研究協力部/課・産学連携担当			その他	1. 私立大学の場合、TLOが発足する以前の状況は事例のケースが多かったと考える。現在でもその状態は継続されているものと考えられる。今後TLOのシステムと充実して、本来あるべき姿に移行させていくべきと考える。 2. 利益相反に繋がりと考える。社会の疑惑を払拭するような適切な運営を行うべきである。	
2	TLO役員			その他	1. 現状では普通の考え方と思う。 2. (奨学寄附は利益相反に)つながっているのが現実。	
3	TLO役員		非妥当		1. 特定の企業に発明を譲渡した結果当初目論だ社会貢献(もっと広くは国利UP)がどの程度達成できているのかという現実はしっかりみつめてもらうことが必要。先生の自由になる奨学寄附金を増やすことを目的に研究及び特許出願することが国立大学の先生方の本業ではないはず。 2. 奨学寄附金が利益相反の問題につながる種々の事例を積極的にPRしてほしい。まだまだ理解されていない企業もあるので学内外に広くPRしてほしい。	企業の理解不足を指摘 注：「その他」も選択したが「妥当でない」として集計した
4	TLO役員	許容			1. 有効利用候補の二者といえるのがいい 2. 個人帰属判定後の処分権は個人にあり、利益相反とは無関係である。	注：「妥当でない」も選択したが「同様にする」として集計
5	教授	許容				
6	TLO役員		非妥当		2. 利益相反の問題ではなく、奨学寄附をめぐるルール/意識の問題。	
7	TLO職員		非妥当		1. 奨学寄附金が見返りを期待しない制度である以上、明らかな利益相反。 2. 指摘は正しい。いくつかの理由をつけて正当化する向きもあるが、大部分の奨学寄附金はその趣旨通りの運用がされておらず、利益相反だと考える。	
8	TLO職員			その他	1. いわゆるヒモ付は望ましくないが、教員(研究者)は研究費がほしい。ヒモ付をさけるためには、研究費がもっと支給されることが必要。 2. そのとおりだが、現実問題としては、上記のようにやむを得ない。	
9	TLO職員		非妥当		2. 奨学寄附金はもともと見返りを約束されていない。	

事例5

2

整理番号	回答者 職責	発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができています	備考 (プロジェクトによるメモ)
		許容できる	は妥当でない	その他		
12	TLO職員			その他	1. 奨学寄附金制度の存在理由が解らない。	
13	TLO職員	許容			2. 現状の奨学寄附金制度では問題が発生するのは当然である。	
14	TLO職員		非妥当		1. 奨学寄附金の主旨から考えると問題あり。ロイヤリティとして寄附金をペイバックしている事を明確にすべき。 2. 奨学寄附金制度自体が問題。	
15	TLO職員	許容			1. これまでの制度では止むを得ない選択であったと考えます。しかし、当該大学にTLOがあるのなら、TLOを通して、その企業に実施許諾し、ロイヤリティの形で研究資金を還流する形が望ましいと考えます。 2. 便宜を期待できないのなら、奨学寄附金は激減するのではないのでしょうか？共同研究や受託研究制度は使いづらいという意見もありますので、ヒモ付きの寄附のような制度を検討することも考えられます。	奨学寄附に代わる企業からの研究資金の制度を示唆
16	TLO職員		非妥当		1. 教員の持ち分をTLOが権利を譲渡してもらってTLOと企業の共同出願くらいにすべきだと思う。全部の権利を企業に譲渡するのは国際的に見ても将来問題となる可能性がある。 2. その可能性はあるが、あまり厳格にそれを運営することは、一方で大学の社会からの遊離という状況を生み、産業界と大学の活力を落とすことになる。常識を逸脱する行為を禁止する程度のルールを設け、バランスをとるべき問題だ。	ルールは常識を逸脱する範囲にとどめるべきとの示唆
17	TLO役員		非妥当		2. 本当の意味の寄附金でなく、企業からの特定事項の研究委託であることに問題がある。	
18	TLO役員		非妥当		1. 見返りを企業が要求するなら問題は大きい。教員も見返りをほのめかしてPAT譲渡するなら一種の贈賄 2. 問題というより犯罪と考えるべきではないか。(見返りを全く期待しないものであるべき)	強硬な意見で、このような見解もあることを大学は認識する必要がある
19	その他			その他	1. TLOを通じて企業との共同出願の特許にすべきだ。	
20	TLO職員		非妥当			

産業界（事例5）

事例5

整理番号	回答者 職責	発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができている	備考 (プロジェクトによるメモ)
		許容できる	妥当でない	その他		
1	金融(協会)専務理事			その他	1. 公費による発明は、無償で社会に公開すべきである。	
2	製造(電機)研究開発本部長		非妥当		2. 学内規定を整備すべきであると考ええる。	
3	製造(窯業)研究開発本部長		非妥当		2. 現状では利益相反に繋がっているとは考えにくい。企業が奨学寄付金を提供しているのは直接的な見返りを期待しているわけではない。	
4	製造(電機)常務取締役		非妥当		1. 奨学寄付金には暗黙の期待が存在するケースが多いのが現実であるが、あくまでも寄付金であり、便宜供与を行うべきではない。発明の譲渡を期待する場合は、共同研究や委託研究を行うべきである。 2. 人事・処遇への反映、簡単に出願できるサポート体制の整備、出願に関する奨励金や、権利実施に関して利益が還元される(個人へ、及び研究予算として)仕組みの構築	
5	製造(医薬)研究情報部長	許容			2. 直接的な見返りを期待するものではないが、就職や学位取得の世話、意見聴取などが出来やすい。	奨学寄附金は教員と企業との包括的な関係であることは大学も理解している。
6	製造(精機)開発部長		非妥当		1. 国立大学は、できるだけ公平なスタンスをとるべき。 2. ある程度の見返りを期待していることは事実。ただ見返りを期待するのなら共同研究とすべき。	
7	製造(輸送)技術研究所総務グループ長		非妥当		1. この場合は大学と企業との共同研究として位置づけられるべきであり、奨学寄附金でこのような行為を行うのは行き過ぎ。あくまでアドバイザー的行為に止めるべき。 2. 奨学寄附金は、企業として研究へのアドバイスを主としてルート作りと位置づけられ、企業の研究活動推進上の基盤の一つと位置づけられる。必ずしも、明確な見返りを求めるものではないと考えて	奨学寄附金は教員と企業との包括的な関係であることは大学も理解している。
8	サービス(設計)統括部長	許容			2. 当然と思う。矛盾した制度と思う。	
9	サービス(デザイン)技術統括室長		非妥当		2. 当社は、奨学寄附金を提供していないので不明。	
10	製造(繊維)企画部長			その他	制度に問題がある。基本的に費用負担に応じて成果が配分されるべき。	

事例5

整理番号	回答者 職責	発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができている	備考 (プロジェクトによるメモ)
		許容できる	妥当でない	その他		
11	製造(電機)企画推進室主事		非妥当		1. 寄附金の見返りはあってはならないので、企業へ発明が譲渡されるプロセスが合理的に説明可能でなければならないと考えます(アカウンタビリティが確保できるか)。 2. 資金としての自由度の高さから、教員の先生が寄附金の形態を望まれる事が多いように認識しております。企業としては、ROIが明確な形が望ましいのですが、寄附金を投資として捉えることには疑問があります。	ROI: return on investment
12	製造(電機)研究所		非妥当		1. 民法上の精神は尊重すべき。共同研究の制度もあるので対価を求めるのなら契約にすべき。 2. 契約という行為自体に現在の国立大学がなれない(法人格がない)のが問題。法の精神を尊重すべき。	
13	製造(機械)相談役	許容		その他	1. 奨学寄附金の実態は、多くの場合委託研究/共同研究である。注にある文科省指導のように学内規定の整備が必要であるが、それまでは実態に鑑み、織田教授の判断は是認されると考える。 2. 企業が委託研究ではなく奨学寄附金とするのは、多くの場合、その機動性の故に、大学側がそれを要望するためである。「額面」で「実態」を判定すれば、利益相反の問題に繋がる。	
14	基盤(電力)役員		非妥当		1. 特許権は大学のものとすべきであり、発明者個人がそれを自由に処分できることは好ましくない。仮に個人が譲渡して実用化を進める場合でも、企業からの対価は原則として大学組織に納入すべき。その上で、報奨的な扱いで一部が当該研究室の研究費に充填されるのは良い。 2. 当業界では、特許権を得る見返りということは考えにくい。このようなことが起こり得ることは推測でき、好ましくない。	
15	製造(繊維)技術部長		非妥当		1. 特許に関してはTL0の様な個人とは別の部署で処理することが必要(ルール化)。 2. 直接ではなくても何かの見返りは期待している。	

事例5

整理番号	回答者 職責	発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができている	備考 (プロジェクトによるメモ)
		許容できる	妥当でない	その他		
16	基盤（通信）技術部長	許容			1. 左記の選択に欄するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がり得る可能性についてのコメント	
17	基盤（鉄道）	許容			1. このような行為は、奨学寄附本来の主旨（見かえりを求めない）には反するが、このような対応が一般的ではないでしょうか。また、企業としても多少の見かえりは期待していると思う。 2. 企業としては、営利を求めると、多少の見返りを期待しながら寄附を行う場合はある。	
18	製造（鉄鋼）副支店長			その他	奨学寄附金と発明の継がりが100%なら、発明譲渡もあり得る。	
19	製造（樹脂）企画担当部長	許容				
20	製造（機械）常務取締役		非妥当		2. 公知の事実情報の提供と発明情報は区別されるべし。	
21	製造（繊維）研究企画部主席部長	許容			2. 全く何の見返りも期待しない奨学寄附金は少ないのではないかと。	
22	製造（医薬）室長	許容			2. TLOの基盤がもっとしっかりしていれば、教員と企業が個人的に結びつくことはない。教員と企業は「give & take」の関係の上に協力しあう形で結びついている。企業側からすれば、仲介のTLOが弱いいため、特定の個人と結びつかざるを得ないのではないかと。	
23	金融（証券）部長		非妥当		見返り行為であれば、しかるべき契約を交すべきであろう。	
24	基盤（鉄道）技術部マネージャー				1. 見返りではなく、発明の有効活用、産業への貢献等を考慮して、企業への譲渡等がなされるのであれば、問題ないと考える。	
25	製造（電機）企画部長		非妥当		1. 教授個人の思惑で恣意的に行われるのは問題。	
26	製造（鉄鋼）開発企画部次長		非妥当		1. 個人有とは何か。 2. 企業から見て委託研究でも奨学寄附金でも見返りを期待している。先生の意向で選択しているのが実態。	

事例5

整理番号	回答者 職責	発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができている	備考 (プロジェクトによるメモ)
		許容できる	妥当でない	その他		
27	製造（化学）技術部 企画室主席		非妥当		1. 左記の選択に欄するコメント 2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がり得る可能性についてのコメント	
28	製造（機械）取締役技師長	許容			1. 見返りとして譲渡することは妥当ではない。もし、正当ならば契約として交して進めるべきであろう。しかし、奨学寄附金にする動機のひとつは、成果の特許帰属の問題であるから、法的に改善しないがぎり、こういう逃げは永遠に続くであろう。 2. 前項で述べたように、成果の知的財産の帰属で問題になる。企業化の場合に障害となる。国立大学も産総研のように独立行政法人化を急ぐべきだろう。	奨学寄附金制度が特許との関係で根深い問題を潜在させていることは教員からも指摘されている
29	製造（機械）研究部次長	許容			1. 寄附金などお金の流れを透明にすることは最重要。譲渡先は資金の豊富な企業に片寄る懸念がある。 2. 新技術の入手（特許含む）や基礎的なデータの入手などを期待する。	
30	製造（医薬）取締役研究開発本部長		非妥当		1. 学内に外部資金の審査機関を設置し、学内の奨学寄附金に関する規定等の整備を急ぐべきである。特定企業との癒着などの疑惑が生じないよう配慮すべきで有効利用に配慮した寄附金提供企業に対する取り扱いもルール化すべきである。 2. 産業界にとって魅力ある研究に対し奨学寄附金を提供することは妥当な行為で奨学資金提供企業に、一定のルールの下にインセンティブが与えられることは必要である。その為、学内に寄附金提供、成果の帰属、特許権の取り扱いに関するルール作りが必要。	奨学寄附金的な新しいルールを示唆
31	基盤（建設）専務取締役		非妥当		1. 奨学寄附金という様なあいまいな形でなく共同研究という形でクリアな状況にすべき（特に結果の便宜を企業が期待している場合は）。 2. 利益相反の問題につながり得ると考える。	
32	基盤（土木）事業企画室課長	許容			2. 現状では、奨学寄附金は利益相反問題に繋がると考える。産業界の提供動機も見返りを期待している。この為にも利益相反に対する詳細ルールを決めたガイドラインが必要。	

事例 5

整理番号	回答者 職責	発明を奨学寄附金提供企業に譲渡する事は			事例 5：発明を奨学寄附金提供企業に譲渡し、循環回路ができている	備考 (プロジェクトによるメモ)
		許容できる	妥当でない	その他		
33	製造(医薬)研究計画推進部担当部長	許容			<p>1. 左記の選択に欄するコメント</p> <p>2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がりが得る可能性についてのコメント</p>	
34	製造(電機)専務取締役	許容			<p>1. 研究者が自己の研究成果を最も効率的に活用してくれる所に動くのは当然な面がある。大学当局が、成果実用化の可能性を的確に評価し、利用する方策がとれる体制づくりが必要である。</p> <p>2. 奨学寄附金が、利益相反につながりやすいとは考える。適切な制度を作り、企業、大学研究者が適切に対応できるように工夫をしていただきたい。製薬協等で申し合わせをつくり、あいまいな形の奨学寄附金をやめ、共同研究に切りかえるよう心がけているが、十分ではない。</p>	製薬協の申し合せの内容を吟味させてほしい
35	基盤(ガス)企画部長	許容			<p>1. 日本の場合、主の高い理工系学部はほぼ国立大学に限られる。しかしながら産学の共同研究、産学からの委託研究は制度的に極めて硬直的である。もっと民間企業間の共同研究のようなフレキシビリティがあればこういった問題はなくなるのでは。</p> <p>2. 現下の厳しい経済状況を考えれば、今後さらに個別の企業の利益に寄与することを目的とした寄附金が増えるのではないか。</p>	奨学寄附金から共同研究に段階的に発展させることを示唆